

建武政権の寺社政策について

稲葉伸道

はじめに

建武政権の政策については、その組織形態や本領安堵政策を中心に論じられてきた。そのなかで寺社を中心とする宗教政策についての研究は多いとは言えない。辻善之助氏や黒田俊雄氏の研究^①が先ず挙げられるが、辻善之助氏の研究は日本仏教史の研究であり、鎌倉末期の神領興行令に象徴されるような神社興行政策については視野の外にある。また、仏教史としての論述としても、その内容は後醍醐天皇の密教や禅への個人的信仰として論述され、寺社領や政治勢力としての寺社権門に対する政策は論じられない。戦後の研究者を代表する一人である黒田俊雄氏の研究は、顕密体制論や権門体制論を提唱した論者であるにもかかわらず、諸国一宮・二宮の本所停止政策についての検討に止まり、寺社権門全体に対する政策を論じるまでには至っていない。また、黒田氏以後も神領興行や国分寺興行との関連で建武政権期が論じられるが、それらが全体としてどのような意味を持っているのかは、まだ十分に論じられているとは思われない。

建武政権の寺社政策について(稲葉)

このように、今日においても、建武政権の寺社政策全般が、まだ十分に検討されていない理由は、政権が三年ほどしかもたず短命であったこと、政策全体が構想で終わり実現したものがないこと、政権の基本問題は公家と武家との対抗関係にあり、寺社勢力の問題は重要ではないと見なされていることなどが原因であると考えられる。本稿では鎌倉期の王朝の寺社政策が、建武政権においてどのように継承されているのか、それとも、継承されなかったのかを確認しつつ、建武政権の寺社政策、とりわけ東大寺や興福寺などの権門寺院政策を中心に検討しようとするものである。

(一) 寺社の長官人事

『太平記』巻十五「賀茂神主改補事」は「賀茂ノ社ノ神主職ハ神職ノ中ノ重職トシテ恩補次第アル事ナレバ、各無シテハ改動ノ沙汰モ難有事ナルヲ、(中略)、此事今度ノ改動ノミナラズ、両院ノ御治世替ル毎ニ転変スル事、掌ヲ反スガ如シ」と、賀茂社神主

職について両統の治世の交替することに転変してきたことを記している。建武政権の寺社政策を論じるにあたり、先ず寺社の座主、別当、長者、検校、祭主、神主など王朝によって補任される「長官」の人事について検討しておきたい。とくに、後醍醐天皇が倒幕を企て失敗した元弘元年の乱後、ごく短期間ではあるが持明院統の政権(後伏見院政)が誕生したが、その政権下で行われた人事が再び建武政権誕生とともに覆されたこと、政権期間中においても人事交替が行われたことについて指摘したい。

(1) 東寺長者

『東寺長者補任』⁽²⁾によれば、元弘元年(一一三三)から建武四年(一一三七)までの東寺一長者の補任は以下のとおりである。

元弘元年(一一三三)	東寺一長者前大僧正道意
同二年(一一三三)一月二日	僧正益守
同年十二月二十三日	僧正成助
正慶二年(元弘三年)(一一三三)	道意
建武元年(一一三三)十二月三十日	益守
建武二年(一一三五)三月十五日	僧正弘真
建武三年(一一三六)九月十六日	僧正成助

以上に見るように、元弘二年に道意から益守への交替があり、建武政権誕生後は道意が復帰、政権崩壊後の建武三年には後伏見政権下において長者であった成助が復帰している。元弘三年の記

事には五月七日の六波羅陥落の記事の後に「毎事元弘元年風儀二相同ス、仍先御代元弘以来官符宣旨、任官叙位等一切不可用之由、被成御事書之間、如此所職以下如根本也」と記し、先代後伏見院政期の任官・叙位をすべて白紙にし、後醍醐親政期に戻す「御事書」が出されたことが記されている。また、成助については「先御代偽主之時、補任之間、如元第二退畢」と記し、東寺二者に戻されたこと、成助に替わって道意が復帰したことについて「此条、現任公卿僧俗并諸職以下、可為元弘之分旨、御事書炳焉之間、如元可為寺務之由、被仰下敷、仍可為寺務之由披露畢」と記している。建武政権の人事方針が六波羅陥落後に「事書」の形態、おそらく箇条書きの法として発布され、それに基づいて太政官符や宣旨で任命された寺社の「長官」人事が行われたこと、東寺にあっては成助から道意への交替であったことがわかる。仁和寺成就院益守は元弘の乱後、後伏見政権下で一長者となっており、この人事も建武政権によって認められることはなかった。東寺長者の人事は元弘の乱以前に戻されたのである。

仁和寺勝宝院僧正道意は、西園寺家出身ではあるが、嘉暦元年(一一三二)に後醍醐天皇親政下で一長者となり、同年七月からの中宮御産御祈では大北斗法を勤仕している。この祈禱が関東調伏祈禱であったことは、すでによく知られた事実であり、道意はそれに参加していた⁽³⁾。また、道意は後に正平一統の際に一時的に南朝側から一長者に補任されており、南朝との関係が深い。

ところで、建武政権下で一長者が道意から益守に交替している。この交替は、建武元年九月二十三日の後醍醐天皇東寺行幸の賞として道意を東寺座主に補任したことによる交替である。道意の座主補任は建武元年十二月二十六日、益守は十二月三十日の僧事除目で東寺一長者に宣下された⁴。仁和寺成就院益守は洞院実泰の子で、兄弟には公賢、公敏、公泰、実守等がいた。洞院公賢は建武政権の中核にあり、公泰、実守も後に南朝方公卿となっている。このような環境が益守の復帰に寄与したものと推測する。

東寺座主は真木隆行氏の研究によれば後宇多法皇がその密教(広沢流)の師である仁和寺真光院禅助を補任したことに始まり、その就任は徳治三年(一一三〇八)三月二十三日であったという。後宇多は自身に伝法灌頂を授与した禅助に対する勸賞として、東寺座主という新しい地位を当時一長者であった禅助に与えた。この座主職授与は仁和寺御室が真言密教界の権威の頂点にあり、持明院統出身者に独占されていたことに対する後宇多の対抗措置であった。たんなる権威の称号に止まらず、東寺供僧や高野山に対し御室と似た位置を占めたようである⁵。真木氏は禅助が持明院統の時期も含めて元徳二年に没するまで終身、座主の地位にあったと推測している⁶。後醍醐は後宇多の先例に基づいて、建武元年になって座主職を復活させ、東寺一長者の上に置いたものと思われる。

座主以上に異例な人事は、東寺大勸進職にあった文観(弘真)

を益守の後の一長者としたことである。文観が後醍醐天皇の側近として関東調伏祈禱に関与し、元徳三年に硫黄島に配流され、建武政権成立によって京都に戻り、東寺長者や醍醐寺座主に補任され、権勢を恣にしたことは、『太平記』に叙述されているところであるが、網野善彦氏の「異形の王権」論が呈示されたことにより注目されることとなり、西大寺流律僧であり、また、真言密教僧である文観の姿が、新たに発見されてきた聖教によって次第に明らかになってきている⁷。文観が東寺一長者に補任されたのは建武二年三月十五日、この人事に対して高野山の検校以下衆徒が反対し、文観を「異人非器之体」として長者職を停止することを要求する置文を「満衆一同之評定」において決定したのは同年五月のことであった⁸。

文観が東寺大勸進職に就いていたことは、すでに元徳二年(一一三三〇)五月に確認できる⁹。鎌倉末期になると律僧が法勝寺などの大勸進職に任命され、伽藍造営を請け負っていたが¹⁰、そのような律僧が真言宗の最高位に位置する東寺一長者になることは違例中の違例であり、高野山衆徒が異を唱えるのも当然であった。

「東寺長者補任」によれば、文観は建武元年九月二十三日の東寺塔供養に先立って九月十日に権僧正道我とともに三長者に補任されていたが、この月に二長者成助が長者を辞しており、また、三長者権僧正亮禪も辞しており、それに替わる人事であったと思われる¹¹。それより先、建武元年三月十八日には後醍醐と関係のある

権僧正道祐も東寺長者に補任されていることから、建武元年には東寺長者がすべて後醍醐と関係の深い僧によって占められたことになる。

(2) 東大寺別当

『東大寺別当次第』に見る鎌倉末期から建武政権期に至る東大寺別当の補任については以下のとおりである。¹²⁾

- 元亨二年(三三三) 法務前大僧正聖尋(東南院)
- 元弘元年(三三二) 大僧正教寛(勧修寺)
- 建武元年(三三四) 法親王聖珍(東南院)
- 建武三年(三三六) 権僧正良性(西南院)

聖尋が元亨二年に補任されたのは、前年末の後醍醐親政発足にともなうての人事であったことは間違いないであろう。聖尋と後醍醐との関係については、『太平記』の叙述によってよく知られている。すなわち、元弘元年において後醍醐が倒幕のため南都に向かった先が聖尋のいる東大寺東南院であり、その試みが失敗した後醍醐以下が幕府軍に捕縛されたなかに「東南院僧正聖尋」があり、翌年六月に下総国に配流されている。¹³⁾ 勧修寺大僧正教寛が東大寺別当に補任されたのは、聖尋の直前の東大寺別当であったことによる再任であった。後伏見院政期の人事が元弘三年の建武政権発足によってただちに白紙に戻されなかった理由は不明である。聖尋が配流先で存命であれば、ただちに東大寺に戻り別当に

返り咲いたはずであるが、そのような形跡は見られない。おそらく、配流先で没したものと推定される。教寛は嘉暦元年七月の中宮御産祈禱に参加していたと思われ、その賞として同年八月には東寺長者に補任されていること¹⁴⁾から、後醍醐との関係は聖尋ほどではないとしても、対立しているわけではなかった。このことが教寛を東大寺別当として留任させた理由ではないだろうか。

ところで、『東大寺別当次第』は建武元年に聖珍法親王が別当に補任されたとしているが、元弘三年(一三三三)十一月九日の後醍醐天皇綸旨では美濃国茜部庄地頭職を東大寺に与えることを「別当法親王」に伝えている。¹⁵⁾ すでに元弘三年十一月に聖珍は別当であり、『東大寺別当次第』の記述は訂正されなければならぬ。聖珍法親王は伏見天皇の子である。後醍醐が持明院統の法親王を東大寺別当に補任する人事をした理由は不明であるが、聖珍は聖尋の後を継ぐべき者として元亨二年(一三三二)に東南院に入室したものであり、東南院流の密教の法流を嗣ぐべき人物であった。¹⁶⁾ 東南院主として初めての法親王であり、聖兼―聖忠―聖尋―聖珍と継承された東南院流の法脈を後醍醐天皇といえども無視することができなかつたためと推測される。しかし、この人事も建武政権崩壊後に否定され、良性が別当に就任している。ただし、その後、聖珍は康永二年(一三四三)、文和元年(一三五二)の二度にわたり別当に再任された。

(3) 興福寺別当

『興福寺別当次第』、『興福寺三綱補任』に見える鎌倉末期から建武政権期の興福寺別当は以下のとおりである。

嘉暦四年(三三九)三月二十八日〜元徳元年(三三九)十二月二十日

大僧正覚尊(大乘院)(第二度)

元徳二年(三三〇)二月三日〜正慶元年(三三三)八月十一日

法務大僧正良覚(一乗院)(第五度)

正慶元年(三三三)八月十八日〜正慶二年(三三三)六月十日

権僧正乗円(竹林院)

元弘三年(三三三)六月十四日〜建武三年(三三六)十一月十四日

僧正覚実(一乗院)

建武三年(三三六)十二月三日〜建武四年(三三七)六月

前法務大僧正覚円(東北院)(第二度)¹⁷⁾

興福寺の場合、元弘元年の乱による別当交替は認められない。

良覚から乗円への交替は、正慶元年八月十四日に良覚が没したことから、その死没直前の上表であった。建武政権発足により「先御代持明院殿僧俗官途改御沙汰」(『興福寺三綱補任』)によって、乗円は別当を罷免され、別当就任以前の権別当に降格される処置が下された。その後、『興福寺別当次第』は「但建武元年被下先寺務之繪旨、前官治定了」と記し、『興福寺三綱補任』は「建武元年五月五日宣下、乗円僧正権別当事、為寺務既執行、仍神事出之上者、以前明暦(明歴?)不可有相違、仍被止権別当職

建武政権の寺社政策について(稲葉)

之由、被下繪旨長者宣了」と記している。文意が不明な部分があるが、建武元年(おそらく五月五日)に、寺務を執行してきた乗円の別当としての経歴を「先寺務」として認め、権別当職を止める繪旨と藤氏長者宣が出されたようである。¹⁸⁾同年五月十六日、権僧正能寛が権別当に補任されている。建武二年四月十二日に後醍醐天皇の皇子玄円法親王が覚実大僧正の弟子として南都に下向し、翌十三日に一乗院に入室している。撰関家(近衛家)の子弟が入室する門跡である一乗院に、後醍醐が初めて子弟を入室させていることは注目すべきことであり、いずれ玄円は一乗院門跡を継承し、興福寺別当にもなるべく人物として予定されていたであろう。しかし、建武政権崩壊後は、一乗院覚実が罷免され、東北院覚円が別当に補任されている。¹⁹⁾

(4) 天台座主

『天台座主記』²⁰⁾にみる当該時期の天台座主は以下のとおりである。

元徳二年(三三〇)十二月十四日〜元弘元年(三三三)九月

尊澄法親王(妙法院)

元弘元年(三三三)十月二十五日〜正慶元年(三三三)十月十二日

尊円法親王(青蓮院)

正慶二年(三三三)一月十四日〜元弘三年(三三三)六月

尊胤法親王(円融房)

元弘三年(三三三)六月五日(建武三年(三三六)九月)

尊澄法親王

建武三年(三三六)十月十三日(曆応元年(三三八))

尊胤法親王

尊澄は後醍醐天皇第八皇子で、元弘元年の乱に際し後醍醐に同行し、企てが失敗に終わった後、六波羅に捕縛され座主職を解かれ、讃岐国に配流された人物である。²¹⁾建武政権発足後、ただちに座主に復活した。『天台座主記』は「元弘三年六月、自讃州御上洛、山務毎事不可違元弘元年之儀云々」と記している。この間、後伏見院政期に座主に補任されたのが伏見天皇第六皇子の尊円であり、後伏見天皇第四皇子である尊胤であった。尊円から尊胤への交替の理由は定かでない。建武政権崩壊後はただちに尊胤が座主に復帰した。このように、天台座主の地位は大覚寺統と持明院統の皇子が法親王として門跡に入っていることによって、政治の影響を直接受け、元弘元年の乱と鎌倉幕府滅亡建武政権発足という政治変動の影響を、もつとも受けているといつてよいであろう。

(5) 青蓮院門跡・梶井門跡

『門葉紀』・『華頂要略門主伝』²²⁾により青蓮院門跡について確認すれば、以下のとおりである。

嘉暦四年(三三九)一月十八日(元弘三年(三三三)五月)

尊円入道親王(伏見院皇子)

元弘三年(三三三)六月一日()

慈道法親王(龜山院皇子)

建武二年(三三五)十月一日(延文元年(三三六)八月二十八日)

尊円入道親王

鎌倉後期の青蓮院門主をめぐって熾烈な争いがなされたことは、かつて論じたところである。嘉暦四年一月に慈道法親王から尊円法親王に門主が交替したのは、幕府の推挙によつた後伏見院の院宣によるものであった。したがって、尊円の地位は元弘元年の乱で失われることはなかったが、建武政権発足により尊円は門主を逐われ、対立する慈道が再び青蓮院を管領した。注目されるのは建武二年十月に慈道と尊円の確執が後醍醐の綸旨によつて尊円の門跡管領という形で決着がなされたことである。後醍醐による勅裁によつて九月二十一日に尊円が慈道の所に入室、「師資之礼」をとり、九月二十九日に慈道が青蓮院門跡と無動寺・三昧院両寺檢校職を尊円に譲り、尊円は十月一日に後醍醐天皇綸旨によつて門主に補任されている。この間の青蓮院をめぐつての尊円・慈道と後醍醐との関係については、平雅行氏が先の事実に基づいた上でさらに深く考察している。²³⁾平氏の考察によれば、慈道は後醍醐と密接な関係があり、後醍醐に台密の許可灌頂、熾盛光法を伝授し、中宮御産祈禱に名を借りた幕府調伏祈禱にも参加し、その恩賞として嘉暦二年に四天王寺檢校職への補任、天台座

主への還補が行われたという。元弘元年の乱においては側近の仲円僧正が逮捕されたが、直接関係しなかったため慈道は処罰を免れ常寿院別当・四天王寺検校職はそのままであった。建武政権成立後、青蓮院門主は尊円から慈道に交替させられたが、尊円は常寿院別当を与えられ、建武二年には中宮御産祈禱のための薬師法を勤仕し、青蓮院門主に復帰し、ついで如法仏眼法を内裏で修した。建武政権発足後の後醍醐による融和策について平氏は「門跡統一の実現は、貴族社会を後醍醐のもとに統合しようとする意欲の表れ」であり、「慈道と尊円の関係が軟化していた結果」と評している。

次に青蓮院門跡と並ぶ延暦寺の門跡である梶井門跡についても確認しておく。²⁴⁾

正中二年(三三五) 尊雲法親王
 正慶元年(三三三) 元弘三年(三三三)六月五日 尊胤法親王
 元弘三年(三三三)六月二十二日 尊澄法親王
 建武三年(三三六)十月 尊胤法親王

このうち尊雲から尊胤への交替については日付を明確にするとはできない。周知のとおり尊雲は後醍醐の笠置行幸に同行し、笠置山落城後は行方を眩まし、還俗して護良親王として倒幕活動を続けた。その他、妙法院門主も門主尊澄法親王(還俗して宗良親王)が倒幕に直接関わり、讃岐に配流されたこと、建武政権発足後ただちに京都に戻り、本来なら尊雲が還補されるべき梶井門

建武政権の寺社政策について(稲葉)

跡を継承したことについては『太平記』や『天台座主記』が記しているところである。²⁵⁾

(6) 伊勢神宮祭主

伊勢神宮祭主の補任にも元弘の乱による祭主交替が見られる。

『祭主補任』による神宮祭主の補任は以下のようである。²⁶⁾

文保三年(三三九)二月十九日 元徳三年(三三三)
 大中臣隆実
 元徳三年(三三三)三月十一日 元弘三年(三三三)
 大中臣親忠
 元弘三年(三三三)四月九日 建武二年(三三五)一月二十三日
 大中臣隆実(死没)
 建武二年(三三五)一月二十八日 建武三年(三三六)六月
 大中臣蔭直
 建武三年(三三六)六月二十六日 貞和四年(三三六)六月十八日
 大中臣親忠

親忠を罷免し隆実を祭主としたのが、帰洛後ではなく、元弘三年四月九日という伯耆国船上山にまだ後醍醐がいた段階であることから、後醍醐は他の寺社長官人事に先行して伊勢神宮祭主の人事を命じたと思われる。隆実が建武二年一月に没した後は、隆実の兄隆直の子である蔭直²⁷⁾が補任され、建武政権が崩壊後は、再び北朝により親忠が補任されている。²⁸⁾

以上のように、後醍醐による元弘元年の倒幕の失敗は、主要な寺社の長官人事に影響を与え、寺社長官の交代が見られたが、元弘三年の倒幕の成功、建武政権の誕生はそれらの人事を元弘元年以前に戻す基本政策が採られた。持明院統の息のかかった有力寺社の長官は一掃されたが、なかには東大寺の聖珍法親王や青蓮院の尊円入道親王のように、融和を図るべく東大寺別当に就任したり、青蓮院門主に復帰する場合も例外的にあった。しかし、建武政権崩壊後は再びその人事は覆され、元弘元年の持明院統後伏見院政期の人事が復活している。建武政権誕生時の後醍醐の人事刷新の前に、元弘元年の後伏見院政、幕府による人事刷新があったことに注意しておかねばならない。

(二) 東大寺・興福寺の動向と建武政権の対応

権門寺社に対して建武政権が長官人事以外にどのような政策をとっていたのか。この点について比較的その動向がわかる東大寺と興福寺について検討したい。

(1) 東大寺

元弘三年(一一三三)八月日に東大寺が建武政権に対して訴えた東大寺事書の草案が残されている。²⁹建武政権に対する全七箇条にわたる訴状は最後に「先度雖捧委細事書、定難備 叡覽歎、仍

恐繁重肝要粗注進若斯矣」と結んでいるように、これ以前に東大寺は建武政権に対して自己の利益を追求すべく事書を提出していた。第一回の要求が通らないため東大寺は再度、全七箇条の事書を提出したのである。第一回の事書をそのまま引用し、次にそれに対する建武政権側の返答を示し、さらに再度の要求を記す体裁をとるこの事書は、建武新政当初の権門寺院と政権との駆け引き、政権の寺社政策の基本方針を知る上で、絶好の史料である。

① 一万町の水田、五千戸の御封の要求
 ② 倒幕に寄与したことに對する恩賞要求
 ③ 兵庫嶋升米・置石の復活要求
 ④ 伊賀国吏務職の復活要求
 ⑤ 美濃国茜部庄地頭職の没収要求
 ⑥ 東大寺造管料国周防・肥前両国の返付要求
 ⑦ 三箇津(神崎・渡辺・兵庫)商船目銭の復活要求

これらの要求の内、①②条は、倒幕が成った後の後醍醐に対する恩賞要求である。その根拠は、後醍醐が元弘元年八月に笠置に籠もって倒幕の乱を起こしたときに、東大寺に対して発した「御願書」にある。この「御願書」は残されていないが、①条に引用されている文章に「一万町水田・五千戸御封、任 本願之叡念、可有興行之旨、自笠置寺被下慰勸之御願書」とあるように、「御願書」には本願聖武天皇の勅願に任せて一万町の水田と五千戸の

封戸を「興行」（復活）するとの文言が記されていたと思われる。天平勝宝元年の「封五千戸、水田一万町」勅施入の太上天皇勝滿（聖武）願文は『東大寺要録』封戸水田章に「金銅銘」として載せられているもので、東大寺においては東大寺の起源において寄進された経済基盤として記憶されている事実であった。³¹東大寺はそれらが「中古以来大略皆倒失」しているとし、後醍醐に對して「国郡莊園等」の「一円之地」を施入し、惣田数が一万町となるよう要求したのである。

この東大寺の非現実的とも思われる要求に對して、後醍醐の勅答は「追可有御沙汰」というものであった。この返答に對して東大寺は再度の事書において「天平 勅施入」は「金銅之銘文」に明らかであるとし、さらに、武士に對する恩賞がすでに行われているのに東大寺に對する恩賞が成されないことを歎き、②条で恩賞要求を行っている。

元弘元年八月に後醍醐が笠置に立て籠もり倒幕の烽火を揚げたことについては、先に述べたように『太平記』が叙述しているところである。岡見正雄氏はその校注において『興福寺略年代記』や『法隆寺別当次第』に基づき八月二十四日に京都を出て翌二十五日に東大寺東南院に入るが、二十六日には和東の鷲峯山金胎寺に、さらに二十七日に笠置寺に入ったとしている。³³南都の動向により詳しい『笠置寺縁起』は東南院へ行幸した後、「東南院殿（東大寺別当聖尋）の山道攝嶺院」を皇居としたと記す。³⁴「山道攝

嶺院」の場所は不明。³⁵後醍醐が聖尋が院主である東南院に留まらなかったのは、東大寺が後醍醐支持派と幕府支持派に分裂していたことによる。『笠置寺縁起』は二十五日夕に東大寺衆徒が蜂起して後醍醐に「合力」すべきか「僉議」したと記述している。その後、後醍醐は東大寺に入ることができず鷲峯山を経て笠置に入ったことは、この時の「僉議」が幕府支持派が多数を占めたことを意味している。その中心人物は西室院の「顕宝徳業」であった。顕宝は『笠置寺縁起』によると九月六日に六波羅の軍勢が笠置寺を攻撃した際に手の者を案内者として派遣している。顕宝について岡見氏は『太平記』（神田本、毛利本、天正本）により「尊勝院西室の院主で関東の一族であった」としているが、西室は鎌倉末期、東南院や尊勝院と並ぶ東大寺の有力院家で、三面僧房西室（大井坊）が院家として独立したものであり、西室と尊勝院はそれぞれ別の院家である。鎌倉期において西室の代々の院主は藤原氏勸修寺家葉室流から出ているが、『太平記』卷二「天下怪異事」に「西室顕実（宝）僧正は関東の一族にて、権勢の門主」と見えるように、鎌倉末期には「関東の一族」である顕宝が西室院主であった。顕宝は嘉暦四年七月九日の金沢貞顕書状に「西室得業」として登場する人物で、北条（金沢）貞顕の甥（常葉時雄の子）と目される人物である。³⁷また、当時、顕宝と並んで注目される人物に時宝がいる。時宝は、正和四年（一三一五）に東大寺別当信忠から灌頂を受け、元弘元年の乱後、東大寺別当に

勸修寺教寛が就任した際、その「寺務代」となった人物で、尊勝院院主であったと推定される³⁸。尊勝院時宝は北条(赤橋)久時の子で、執権北条守時の兄弟と推測される人物である³⁹。このように鎌倉末期の東大寺において、有力三院家のうち尊勝院と西室院は北条氏出身の院主であり、東大寺別当が東南院聖尋であつても惣寺集会において後醍醐の東大寺への逗留が拒否されたのも当然であつたといえよう⁴⁰。

このように、元弘元年の乱において東大寺は別当聖尋のもとに親後醍醐で統一されていたのではなく、むしろ反後醍醐で惣寺の意志が統一された。そうであるにもかかわらず、東大寺はこのとき後醍醐の「御願書」を持ち出し、恩賞を要求したのである。^②条にみられるように「朝敵之滅亡、自初至終、莫不依当寺・当社之靈効」という東大寺の主張を後醍醐がたやすく受け入れることはなく、^①^②条ともに返答が「追可有御沙汰」とあつたのも当然の処置であつた。否、ただちに却下すべきものであつたが、そうせずに返答を延ばす処置をとつたのは、ひとつには別当東南院聖尋の功績にあり、より大きな理由として東大寺の国家に占める位置づけにあつたと思われる。^②条の恩賞要求における再度の事書部分の以下の文章が東大寺側の国家における位置づけをよく表している。

(前略) 抑於当社大菩薩者、百王之宗席、八宗之鎮將、不能始而啓矣、至伽藍本尊者、天平之昔草創之古、勅使橘右丞相

与知識行基菩薩、被奉仰冥助於伊勢大神宮之處、行基■懇誠之時、真如日輪之唱、新受神託、勅使帰參之日、盧舍那仏之告親達 叡聞、因茲、奉願本願□祖之内証、被安惣国分寺之本仏(後略)

(前略) 舍那三尊之妙体者、天平草創之古、以天照太神之御本地、可奉願于当寺之本仏之旨、依 叡願、行基菩薩・左大弁諸兄卿等、為、勅使被伺申神慮、依神託、則被奉願盧舍那仏・觀音・虚空蔵之三尊、是天照太神・小屋根・太玉三神之御本地也、委細見旧記(後略)

東大寺八幡宮の八幡大菩薩が百王之宗席(宗廟)であるとは、石清水八幡宮と同じく東大寺八幡宮が王家の宗廟であること、八宗の鎮将であるとは、鎮護国家を担う国家によって公認された八宗の守り神であることを主張したものである。また、勅使橘諸兄と行基の伊勢神宮への発遣とその神託受託は、盧舍那仏・觀音菩薩・虚空蔵菩薩の三尊が伊勢神宮の天照太神・天小屋根命・太玉明神の本地であることを証明するものとの主張である。東大寺と伊勢神宮を一体的に考える思想は十一世紀後半から形成され始め、鎌倉初期の重源の伊勢參宮の時代を経て、鎌倉末期には強く主張される。元応二年(一三三〇)頃成立の『東大寺記録』(『東大寺縁起』)にはその思想が強く表れており、そこには橘諸兄や行基の伊勢神宮への発遣と神託の説話が叙述されている^④。事書^②条に見える「委細見旧記」の「旧記」とは『東大寺記録』のこと

とも考えられる。

このように、東大寺は伊勢神宮と一体化することにより国家の始原から国家を鎮護するものと位置づけられている。この政治イデオロギーは、鎌倉末期における東大寺のたび重なる強訴での主張であり、建武政権発足にあたり恩賞を要求した論理もここに帰結している。

次に③条⑦条は、兵庫嶋升米・置石、三箇津（神崎・渡辺・兵庫）の復活を要求する条文である。⁴²

第一回の事書において、東大寺は先ず「延慶以来、為当寺八幡宮十箇條 勅願之料所、永代御寄進之趣、度々院宣・繪旨等分明也」と記し、東大寺の兵庫関升米・置石が延慶年間に東大寺八幡宮に寄進された由緒を示している。これは延慶元年（一一三〇）八月二十七日の伏見上皇院宣による寄進と同三年四月二十九日関東御教書によって認められたことを指している。⁴³その「勅願料所」が元弘の乱によって「土民等」が「押申」すことによって「是非」なく所務が「召放」れたことに対して、東大寺は新政権に復活を要求したものである。この訴えに対して、政権側は「升米一年分」を政権に申請すれば、「代所」を与えると返答している。

兵庫関が停止された理由について、第二回目の事書では「去六月十五日宣旨」によって「諸関」が停止された事、「頃年以降在々所々、或号津料・関米、或称率分・駄賃、租税多責、顛漕有煩、事背舊章已為新儀、宜從停止」との宣旨の一節から、停止令

建武政権の寺社政策について（稲葉）

の対象が「新関」であり、「古関」が対象となつたのではないとし、兵庫関が天平年中に行基菩薩が建立し、貞観年中の賢和大徳、建久年中の重源和尚のときに修築したことを挙げて、延慶元年に「永代 勅施」に及んだと訴えている。

また、三箇津（神崎・渡辺・兵庫関）商船目銭についても、東大寺の食堂・西塔等の「大事」のために年紀を限って寄附されているとし、造営がまだ完成していないにもかかわらず没収されるのは耐えがたいと第一回事書で訴えたが、勅答は兵庫関升米と同じく「代所」を付けるとのことであった。

以上の内容から、周知のとおり建武政権は政権発足後の六月十五日の宣旨によって諸関停止令を發布し、これまで認められていたすべての「諸関」を停止した。東大寺は「古関」は対象外と訴えているが、「天下一同之法」⁴⁴によって「新関」「古関」の区別なくすべての関所が停止され、東大寺には「代所」として周防国富田庄地頭職が与えられた。⁴⁵しかし、東大寺は代所に満足せず、建武元年十二月になつても兵庫関升米と三箇津商船目銭の復活を訴えている。⁴⁶

諸関停止令については、すでに徳田劔一・竹内理三・相田二郎・豊田武・網野善彦氏等が言及しているとおおり、後醍醐親政下に発せられた元徳二年（一一三三）六月十五日の繪旨によって、飢饉、穀物価格の騰貴を理由に二ヶ月間の時限立法として「諸関升米并兵庫関目銭」が停止された先例があり、建武政権はその政

策を継承し、さらに恒久的な「天下一同の法」⁴⁷⁾として発布し、東大寺など関所を有力財源とした権門寺社の抗議を政権発足時には受け入れなかった。⁴⁸⁾このことは、建武政権にとって寺社興行政策より流通経済政策が優越していたことを意味しているといえよう。

次に、④条⑥条の伊賀国吏務職・周防国・肥前国の復活要求について検討する。

④条では嘉暦年中に後醍醐天皇によって「花嚴・三論兩宗三十講料所」として寄進されたにもかかわらず没収されたこと、⑥条では造営料国としての肥前国・周防国について、肥前国は地頭御家人によって国務ができていない現状を述べ、周防国については東大寺再建にあたって充てられた諸国のうち、周防国が大仏殿造営後も東大寺伽藍修造のために造営料国として充てられていたことを述べて、東大寺知行国の没収を停止するよう要求している。これに対しての勅答は「凡諸国平均被停止永代之国司」として、建武政権の政策が周防国だけではなく「諸国平均」の法であり、東大寺のみを例外とするものではないとするものであった。東大寺は第二回の事書では興福寺の大和国知行が認められていることを述べ、秋の收穫以前に返付されることを再度訴えている。建武政権が永代の知行国制度を廃止する政策をとったことは、すでに、指摘されていることである。⁴⁹⁾それでは、その永代の知行国廃止の「諸国平均」の法はいつ発布されたであろうか。その時

点を知る上で注目すべき史料がある。福島金治氏が注目されたように佐藤進一氏は鎌倉期の佐渡国守護を検討したなかで、元弘三年七月の佐渡国国務を要求する東大寺衆徒申状の存在を指摘している。⁵⁰⁾東大寺衆徒の申状によれば、東大寺は、鎌倉末期に佐渡国の守護・国務をしていた大仏貞通の跡を没収した建武政権に対して、恩賞として佐渡国の国務を要求した。この佐渡国国務の要求が、知行国制廃止の「諸国平均」の法が発布される前になされたとする、知行国制廃止の法は元弘三年七月某日以後八月某日までの間に発布されたということになる。東大寺の第二回目の事書は八月某日であり、知行国肥前国・周防国・伊賀国等の復活を要求した第一回目の事書の作成時点は七月某日の佐渡国要求以降のきわめて短い間になされ、七月某日から八月某日の間とすることができよう。

東大寺の肥前・周防・伊賀国の継続要求に対して建武政権は「追可有御沙汰」と回答を保留したが、周防国については十月になつて文観とならぶ後醍醐天皇の側近である法勝寺長老恵鎮(円観)を東大寺大勸進職に補任した。

松尾剛次氏によって指摘されているように、恵鎮の周防国国務は東大寺の期待するものではなく、早くも翌建武元年には周防国の「正税雑物」のほとんどが淀津から京都に運ばれてしまい、東大寺にはわずかな残りの「雑穀」が届けられるだけであった。東大寺の主張には誇張があると思われるが、恵鎮が大勸進としてわ

ずかに「大講堂北軒廊柱二本」の修理をしたほかは、三面僧房などの伽藍修造にほとんど手を付けなかったという東大寺の主張は事実と思われる。⁽⁵¹⁾ 東大寺は恵鎮の大勸進職改補を要求したが、建武政権がこの要求を受け入れることはなかった。恵鎮が解職され戒壇院長老である十達上人俊才が大勸進職に補任されるのは建武三年六月九日であり、北朝の光明天皇が即位した後、北朝によって補任されたものであった。⁽⁵²⁾

畠山聡氏は、恵鎮の周防国経営を論ずるなかで、周防国阿弥陀寺についての後醍醐天皇綸旨を受けた造東大寺長官三条実治の国宣が、直接目代に対して出されるのと並行して大勸進經由で出されたことを指摘し、大勸進恵鎮の立場が、鎌倉期において国務上の最上位であったのと異なり、造東大寺長官であり周防国の国宣を発給する立場にあった三条実治の下にあったことを指摘している。⁽⁵³⁾ このことから考えれば、東大寺は周防国を知行国として鎌倉期と同じように復活できたのではなく、周防国の国務を行う造東大寺司三条実治の下で大勸進恵鎮が国務を行うことになったということになる。周防国の正税のすべてを東大寺造営料として得ることができると考える東大寺の認識は、「永代の国司」を否定する建武政権の意図が十分理解できていなかったものといえよう。建武政権は東大寺大勸進に恵鎮を任命したが、それは東大寺の要求にある「永代」の造営料国(知行国)としての周防国を認められたものではなく、「周防国司」の下で国務を請け負う大勸進の

補任であった。畠山氏が指摘したように、建武元年一月の大内裏造営計画において周防・安芸両国の正税が造営料に充てられた。

しかし、この決定によって東大寺大勸進恵鎮が罷免されることはなく、周防国正税が年貢としてわずかではあれ、東大寺に納められている。氏が指摘するように恵鎮は周防国正税を私的に流用したのではなく、大内裏造営用途として淀津から京都に送ったのである。周防国の国務は国司の下で東大寺大勸進恵鎮によって請負われたが、それは東大寺造営料国としてこれまで通り「永代の知行」を認めるものではなく、東大寺造営以外の用途にも正税(年貢)を充てることができたものであった。大勸進恵鎮の任命は、「諸国平均」の法としての知行国停止政策が、東大寺側からの強い復活要求によって妥協を余儀なくされたとも評価できるが、それは東大寺が独占する造営料国の復活を意味するものではなかったのである。⁽⁵⁴⁾

ところで、④条で東大寺は伊賀国「吏務職」復活を要求している。伊賀国は周防や肥前と異なり造営料国ではなく、後醍醐天皇によって嘉暦三年に華嚴・三論両宗の三十講料所として東大寺に寄進されたものである。⁽⁵⁵⁾ ④条では後醍醐天皇による寄進であることを強調し、それが同じ後醍醐天皇によって「召放」れたことを嘆いているが、建武政権による収公以前に、すでに伊賀国は後伏見院政下で東大寺の手から離れている。

元弘二年三月十一日の東大寺衆徒重申状(第三度の申状)は伊

賀国の国務の由来を述べ、後醍醐親政期に寄進された「伊州一国之吏務」が後伏見院政への代替わりによって「召放」れたことに抗議し、院宣によって返付されることを要求したものである。⁵⁶これに関連する年未詳十一月十九日の「西室殿」(顕宝と推定される)の書状案は、「大札御訪用途」、すなわち光厳天皇踐祚大嘗会用途の費用を兵庫関の「関方」沙汰から「伊州国務」に充てられたが、「先年御寄進之地」(後醍醐天皇による寄進地)を「召改」ることは「(去年)五月以後之制法」に適用されるものであり、伊賀国の寄進はその対象にはならないとして、伊州国務を返還されたいと伝えている。⁵⁷この書状案には一部文意が解釈しづらい点があるが、伊賀国務を召し大嘗会御訪用途に充てる決定は「関東」(幕府)の指示によるものであったらしい。

東大寺は前政権による伊賀国務収公を回復することなく建武政権発足を迎えたが、結局、国務は返還されることはなかったのである。

さて、最後に第⑤条の美濃国西部庄地頭職についての東大寺の要求について触れておく。⁵⁸東大寺は西部庄の由来を述べ、鎌倉期において地頭長井氏の地頭請によって年貢が抑留されてきたこと、その未進年貢が四十万疋に累積し、訴訟によってついに去年(正慶元年)正地頭長井高冬が地頭代の年貢未進を認めたことを挙げ、長井氏が地頭職を去ることを要求した。この要求に対する勅答は、これも「追可有御沙汰」という回答を保留するもので

あった。東大寺は第二回の事書で長井高冬が建武政権に「当参」しているので子細を問うて急ぎ沙汰してほしいと要求している。地頭長井氏は鎌倉幕府や六波羅探題の評定衆を勤めた幕府有力御家人であったが、「当参」とあるように高冬は建武政権に参加し、この後、雑訴決断所の構成員となっている。東大寺は鎌倉中期以降、地頭の年貢抑留を幕府・六波羅に訴えていたが、幕府滅亡によってここによりやく長年の案件を解決する機会が訪れた。

地頭長井高冬が建武政権の一員に加わったことによって、地頭職は北条氏所領のようにただちに没収されることはなく、東大寺は鎌倉末期の幕府の裁許を根拠に政権に対して改めて地頭職の停止を要求したものと思われる。この訴えの結果、元弘三年十一月九日の論旨によって地頭職が東大寺に与えられ、翌建武元年に西部庄の「御事書」と「興目録」が東大寺に下され、年貢の半分を百口学生供料などに、半分を華嚴・三論両宗御談義料足などに充てること、学侶の一二三臈が管領することが定められている。⁵⁹

ここで注目されるのは、政権側が地頭職を与えるだけでなく、その後の西部庄の庄務について事書を与えて、年貢の半分を百口学生供料、春転読大般若経、秋被読金剛般若経に充て、半分を華嚴・三論両宗御談義料足、春秋二季各打集琬磨宗義に充てることを規定し、所務を東大寺に住寺する学侶の一二三臈が管領することと定めたことである。このような東大寺に対する年貢の使途と所務担当者規定することは、これまでには見られないことで

あった。ここに建武政権の特殊性を見いだすことができる。⁶¹⁾

以上のように、東大寺は建武政権発足後まもなく政権に対して二度にわたって要求を繰り返した。それに対して、雑訴決断所などの組織が成立する前段階の政権は、後醍醐天皇の「勅答」として多くの要求を「追可有御沙汰」として回答を留保した。その後、建武政権は永代の知行国否定の政策を修正し、周防国については造東大寺司の下に国務を請負う大勸進職を置き、後醍醐の側近である律僧惠鎮（円観）を補任した。また、雑訴決断所の構成員長井高冬の茜部庄地頭職を停止し、東大寺の一円支配を認め、兵庫関などの関所については当初、代所を与える対応をし、さらに建武二年になって置石を東大寺に返還したが、升米・目銭については返還に応じなかった。⁶²⁾

(2) 興福寺

先ず元弘元年に倒幕のため後醍醐天皇が笠置寺に立て籠もった際、興福寺はどのような対応をしたか、確認しておきたい。『笠置寺縁起』によれば元弘元年の後醍醐天皇の笠置潜幸と倒幕の挙兵にあたって、興福寺は八月二十六日に衆徒が蜂起し、「この内裏日来当寺御哀憐の儀なし。いかでか合力し奉るべきとて、京都の落人入おらん輩においては罪科をくはゆべきのよし、七郷ならびに両院家の御領内悉相触畢」とあるように、後醍醐に与することはなかった。九月五日には大乘院門主（考覚）に対して武家

建武政権の寺社政策について（稲葉）

（六波羅）から使者（真性・家景）が「笠置寺凶徒対治」の要請を行い、大乘院はその要請に応じ、また、衆徒も金堂で僉議を行い東西両金堂衆や国民にその旨を下知している。このとき興福寺における動員兵力には「衆徒若徒党」「両院家の御房人」があったが、とくにその中心には大乘院方の武者（御房人）があったようである（九月九日、十一日条）。

このように興福寺が反後醍醐の立場に立ったのは、嘉暦の南都合戦における後醍醐の介入に原因があると思われる。

元弘元年の乱の後、幕府は興福寺に対し、おそらく恩賞として平田庄地頭職を寄進した。⁶³⁾

『笠置寺縁起』によれば、元弘三年の後醍醐の挙兵にあたって、興福寺は護良親王の軍勢（大将中院少将定平）によって占領され、大乘院（禪定院）に隣接する西方院に本陣が置かれ、六月五日に着到を受けている。『笠置寺縁起』は、笠置寺の衆徒と興福寺衆徒との間で三月二十三日に奈良の野田口において合戦があり、東大寺、興福寺に隣接する野田郷の在家が焼き払われたことを記している。同じく『笠置寺縁起』は、敗北した幕府軍の将、長崎四郎左衛門高貞や二階堂出羽入道道蘊らが出家人道して「招提寺、西大寺、般若寺、白毫寺等之長老」に伴われて、一乗院から西方院に移ったことを記している。律宗寺院の長老が果たした役割も興味深い。幕府方の武将が当初一乗院にいたことに注目する必要がある。大乘院が反後醍醐の先頭に立ったのに対して、

一乗院はその行動と一線を画したようである。幕府方の武將は幕府方に与同した大乘院ではなく一乗院において出家して降参した。一乗院門主寛実は、その後建武政権によって興福寺別当に補任されたことは先に述べたとおりである。

以上の元弘の乱における興福寺の動向は、建武政権の発足によってどうなったであろうか。先ず、大乘院門主に対しては元弘三年六月二十七日の繪旨で「大乘院門跡并御領檢斷職管領不可有相違」として、これまでの権限を安堵した。⁽⁶⁴⁾ 建武政権は南都の中心である興福寺の秩序を保つことを優先し、幕府方に与した大乘院門跡に対する所領没収などの処分はなされなかったようである。⁽⁶⁵⁾ 興福寺の政治的中心は、別当に就任した一乗院に移った。建武元年五月には金峯山寺吉水院院主真遍の寺領文書紛失に対する紛失状作成にあたり、大和国の所領分についての当知行を証する金峯山寺衆徒の請文を添えて興福寺別当一乗院僧正寛実が建武政権に申し入れ、九月四日には使庁の官人による紛失証判を得ている。⁽⁶⁶⁾

興福寺別当は大和一国の国主として金峯山寺の紛失状作成にあたり、建武政権への仲介をしている。⁽⁶⁷⁾

同年七月には嘉暦二年(一二三二)の興福寺合戦によって焼亡した伽藍の造営を命ずる七月十七日の後醍醐天皇繪旨と事書が⁽⁶⁸⁾出され、近衛経忠の長者宣によって別当に充てて施行されている。⁽⁶⁸⁾ 建武政権が示した事書は以下のものであった。

興福寺造営條々

- 一、造寺長官被仰右大弁宰相清忠卿事
- 一、明年十月以前造畢之様、被付合期之料足、可有其沙汰事
- 一、大和国段米所寄造営料足也、不論權門勢家神社仏寺領、為平均之課役、可致其沙汰、其子細所被仰西大・招提兩寺也、且可令存知事

- 一、当寺造営之時、寺僧等每度令合力歟、今度殊可被終速疾之功上者、兩院家・僧綱・学侶以下尤超先規可致蠱(眞)事
- 一、就造営事、可有 奏聞之篇目、帶寺務拳状、付長官可申入事

造興福寺長官に右大弁坊門清忠を補任し、⁽⁶⁹⁾ 来年までに造営を終わること、その料足として大和国段米を充て、その沙汰を西大寺と唐招提寺の兩律宗寺院に担当させること、造営にあたり寺僧の協力を求め、大乘院と一乗院の兩院家や僧綱・学侶には「蠱眞」(なんらかの恩賞)を与えること、造営についての奏聞は興福寺別当の拳状を得て造興福寺長官に対して付けることを定めている。興福寺造営は鎌倉後期以来、西大寺と唐招提寺の兩律家が奉行する大和国の一国平均役である土打段米、土打段錢でまかなわれるのが慣例となっていた。⁽⁷⁰⁾ その体制を建武政権も踏襲している。注目すべきは政権と興福寺との命令伝達経路に氏長者を介さないと定めたことであり、造興福寺長官が直接、興福寺造営を指揮する方式であった。

このように建武政権は興福寺造営に本格的に乗り出そうとしたが、翌年には興福寺は政権に対して強訴を行うことになる。

建武二年六月二十日、興福寺衆徒は春日神木を木津に移した。⁽⁷¹⁾

原因は楠正成が興福寺領の井水に対して「違乱悪行」したからという。⁽⁷²⁾興福寺は強訴に与同することを東大寺に求めたが、東大寺は同意しなかった。同年六月二十三日には「強訴与同」を禁ずる「御事書」を伝える後醍醐天皇の綸旨が東大寺別当聖珍に下されている。⁽⁷³⁾六月二十五日の東大寺年預五師顕寛の書状によれば、この「御事書」には「興福寺衆徒等背嚴制、嗾訴狼戾之余、有牒送当寺子細之由、有其聞、両寺嗾訴、縦雖及神輿・神木之遷座、於有相互与同之企者、狼藉超常篤者歟」という文言が含まれていた。強訴禁止は後宇多院政・後醍醐親政期からの基本政策であり、建武政権はその政策を継承していたことがわかる。⁽⁷⁴⁾東大寺惣寺は「満寺衆議」によって興福寺の依頼に与同しないことを決定し、この決定を別当聖珍を通して奏聞するよう聖珍の坊官庁務法眼に依頼している。

興福寺は東大寺を強訴に参加させることに失敗したが、建武政権に対して敵対する行動をとり続けた。同年七月三日法勝寺において白河法皇の冥福を祈るための法華八講が修され、四箇大寺（東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺）の僧が参加を要請されたが、ひとり興福寺のみは強訴の件によって要請に応じなかった。⁽⁷⁵⁾

その後、強訴に与同せず、法勝寺に参動した東大寺に対して、

建武政権の寺社政策について(稲葉)

興福寺は東大寺への「発向」という軍事的行動に出た。東大寺文書にはいくつかこの「興福寺発向」に関する史料が残されている。以下に東大寺側から見た事件の様相についてまとめておく。

同年七月二十日、興福寺は東大寺を襲撃し、東南院・西南院・西室以下の諸院・諸坊を破却し、放火した。⁽⁷⁶⁾東大寺はそれ以前から興福寺発向にたいして警戒し、末寺である笠置寺や光明山寺に連絡していたが、二十日の発向を阻止することができなかった。

翌二十一日辰刻には興福寺衆徒が東大寺を襲ったが、その軍勢は一乗院僧正(覚実)の命令によって動員された「檜原・吐田以下之国民」「一乗院被官之坊人」「六方衆」であった。度重なる興福寺衆徒の襲来によって、東大寺は政権に武士の奈良派遣を要請し、「老若」が「山林に交わる」すなわち、東大寺を放棄して逃散するという行動を余儀なくされている。⁽⁷⁷⁾

その後、建武政権がこの事件に対して両寺に對しどのような対応をしたのか、詳細は不明である。翌延元元年(建武三年)の東大寺衆徒申状では政権が「当寺一類之衆徒、聊有不義」とし東大寺側の主張を受け付けず「当寺乍含鬱陶、所令送旬月」⁽⁷⁸⁾と記していることから、東大寺に対して厳しい処置をしたと思われる。東大寺に対する処置が厳しかった理由は、興福寺発向事件だけでなく、西室をめぐるもう一つの事件が絡んでいたと思われる。

建武二年九月十六日の綸旨により東大寺西室院領を「方々之濫妨」を停止し、元のごとく管領するよう「左衛門督僧都」に安堵

している。また、同日付の綸旨では聖秀得業、賢幸得業、春宝の召喚命令を別当聖珍法親王に伝えている。⁷⁹しかし、十月十五日にも綸旨で催促したにもかかわらず、東大寺側は彼らの召喚に応じなかった。⁸⁰十月二十一日には東大寺八幡宮の三所の神輿を大仏殿に遷座し、閉門するという行動をとった。⁸¹この東大寺の強訴は東大寺内部の分裂行動、すなわち信聴僧都が東大寺衆徒の京都への列参訴訟に対して、「自科」を塞ぐために衆徒の主張を「一類別心之骨頂」「朝家陰謀之所存」であると「掠申」したことに對しての対抗措置であつたらしい。この信聴僧都とは、先に西室院領の管領を安堵された「左衛門督僧都」のことと考えられる。⁸²大仏殿閉籠の強訴を行った衆徒は、信聴僧都の西室管領を支持せず、信聴と対立した聖秀・賢幸を支持した。建武政権は東大寺衆徒の行動を「朝家陰謀」とし、再び召符を東大寺に下したが、満寺の衆徒は信聴僧都を「停廢」し遠島にすることを誓約し「一朱之神水」に及んだ。⁸³翌月閏十月二日、雑訴決断所は西室領の伊賀国薦生庄・出作庄が聖秀・賢幸によって濫妨されているとして、西室雑掌を現地に沙汰付けし、決断所で糺決するため彼らを召し出すよう伊賀国に命じている。⁸⁴

東大寺西室院主は元弘の乱以前、顕宝であり、その後、顕宝は没落し、⁸⁵その後を信聴僧都が継承したと思われる。しかし、東大寺惣寺内部では信聴への安堵を認めない勢力が多数を占めていたと思われ、ついに衆徒の強訴、大仏殿閉籠に事態は進行した。興

福寺の強訴への与同問題、興福寺による東大寺襲撃から事態は進行し、東大寺内部の分裂、強訴に発展したのである。強訴は先に指摘したように政権が禁止しているものであり、結果的に東大寺は興福寺とともに政権と敵対することとなった。

以上、検討したように建武二年には興福寺、そして東大寺の強訴が続けて発生し、南都の混乱は極まったといえよう。南都に對して北嶺の延暦寺及び園城寺に對する政策がどのようであつたかを論ずるべきであるが、両寺の動向は史料制約により論ずることができない。

ところで、建武二年の東大寺の一連の事件に関する史料では、建武政権、東大寺別当、年預五師間での文書の授受から、文書授受のルートについて興味深い事実が見られる。

「別表」は一連の文書の文書名、差出者、宛所などについて表にしたものである。この表からは以下の文書伝達経路が指摘できる。

(イ) 後醍醐天皇↓造東大寺長官三条実治↓東大寺別当の房官
↓東大寺別当聖珍法親王

建武政権の命令は後醍醐天皇の意志として綸旨で行われる。綸旨の奉者は造東大寺長官三条実治がなるのが基本である。綸旨は東大寺別当に下す場合、その側近である房官、庁務に宛てて下される。^{①⑬⑭⑮⑯}がその事例である。別当聖珍の房官には①の左衛門督僧都と⑬⑭の大納言阿闍梨が見える。左衛門督僧都は⑮に

建武政権の寺社政策について(稲葉)

	年月日	文書名	差出者	宛所	内容	端裏書にみる文書名等	東大寺文書番号	伝達先
①	(建武2) 6月23日	後醍醐天皇繪旨案	参議実治	左衛門督僧都御房	興福寺嗾訴のこと	〔繪旨案〕	2003/1/23	東大寺別当法親王聖珍
②	(建武2) 6月25日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	庁務法眼御房	興福寺嗾訴に与同しないこと	〔寺請文〕	大日本古文书東大寺文書三、844	後醍醐天皇
③	(建武2) 7月8日	信重書状	信重	年預五師御房	興福寺発向のこと	〔越後阿闍梨〕繪旨〕	1-25-264	
④	(建武2) 7月18日	信重書状	信重	なし	興福寺発向につき交名を注進せよ	〔信重〕	4-131	
⑤	(建武2) 7月21日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	樋口殿人々御中	興福寺発向のことを奏聞されたい	〔付長官書上〕	4-145	後醍醐天皇
⑥	(建武2) 7月21日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	樋口殿人々御中	興福寺発向のことを奏聞されたい	〔遣長官状土代〕	4-90	後醍醐天皇
⑦	(建武2) 7月21日	年預五師顕寛言上状案	年預五師顕寛	樋口殿人々御中	興福寺発向の詳細	〔付長官書上土代〕	大日本史料六編一 建武2年7月21日	後醍醐天皇
⑧	(建武2) 7月22日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	樋口殿人々御中	興福寺発向につき武士の派遣を要請	〔付長官〕	3-12-93	
⑨	(建武2) 8月4日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	なし	朝廷追討祈禱のこと。興福寺発向のこと。	〔朝敵追討御祈禱請文土代〕	4-149	
⑩	(建武2) 8月10日	寺官等書状案	寺官等	庁務法眼御房	朝廷追討祈禱のこと。興福寺発向のこと。	〔寺官等請文土代〕	3-1-79	東大寺別当法親王聖珍
⑪	(建武2) 8月24日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	越後阿闍梨御房	東大寺が城郭を構えるとのこと	〔有御尋西室云々〕年預請文土代〕	4-117	西室 後醍醐天皇
⑫	(建武2) 9月15日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	庁法眼御房	朝敵追討祈禱に対する法華堂禪徒の料所寄進の要求	〔年預状案〕	1-12-105	後醍醐天皇
⑬	(建武2) 9月16日	後醍醐天皇繪旨案	参議実治	大納言僧都御房	聖秀得業、賢幸得業、春宝の召喚	〔繪旨案〕	2003/1/30	東大寺別当法親王聖珍
⑭	(建武2) 9月17日	東大寺政所御教書	永教	輔法眼御房	繪旨の施行	〔政所御教書〕	2003/1/30	
⑮	建武2年9月16日	後醍醐天皇繪旨案	大膳大夫	左衛門督僧都御房	西室院領の管領	〔繪旨案文〕	3-1-43	
⑯	(建武2) 10月15日	後醍醐天皇繪旨案	参議実治	大納言僧都御房	聖秀得業らの召喚	〔繪旨〕	大日本古文书東大寺文書三、789	東大寺別当法親王聖珍
⑰	(建武2) 10月21日	年預五師顕寛書状案	年預五師顕寛	刑部卿法橋御房	三所神輿動座のこと	〔書上案〕	4-161	東大寺別当法親王聖珍

も見えるが、ここでは西室院領の管領を繪旨によって安堵される者として登場しており、別当聖珍の房官としてではない。先の考察のとおり、左衛門督僧都とは西室院主信聰僧都のことと考える。もう一人の房官である大納言僧都とは⑭により永教と判明する。⑭によれば永教はさらに輔法眼なる者に別当聖珍の御教書(政所御教書)を発給していることから、聖珍の側近には二種類あり、聖珍の側近の者と、その命を請ける者がいたことがわかる。

①の繪旨は政権の嗽訴を禁ずる「御事書」を東大寺に伝えるべく発給されたものであり、②の年預五師顕寛の書状はその請文である。①の繪旨は最終的には「御事書」とともに年預五師に下さり、惣寺(満寺)集会に披露されたと思われる。

(口) 年預五師顕寛↓庁務法眼(②⑬) 年預五師顕寛↓刑部卿
法橋(⑭) 年預五師顕寛↓樋口殿人々(⑤⑥⑦⑧) 年預五
師顕寛↓越後阿闍梨(⑪) 寺官↓庁務法眼(⑩)

東大寺惣寺及びその代表者である年預五師が集会の意志を伝える相手は庁務法眼や刑部卿法橋のように別当の房官と考えられる人物、樋口殿人々、越後阿闍梨である。このうち「樋口殿」とは端裏書に記されているように「長官」すなわち造東大寺長官三条実治を指している。⑥⑦⑧にみるように造東大寺長官から後醍醐天皇に奏聞することが予定されている。(イ)の繪旨の奉者でもある三条実治は後醍醐天皇と東大寺との間に位置している。造東大寺長官は東大寺に対する政権側の窓口であった。もう一つの

ルートは東大寺別当を通しての奏聞ルートで、別当の房官である庁務法眼某や刑部卿法眼が、別当に年預五師からの書状を披露する立場であった。「庁務法眼」「庁法眼」の「庁」とは別当聖珍が東大寺東南院主であったことから、東南院に置かれた法親王庁を指していると思われる。(イ)で見た⑭の「輔法眼」は「庁務法眼」であったと推測する。⑩の「越後阿闍梨」については③の信重書状の端裏書に見える「越後阿闍梨」のことであり、そこから「越後阿闍梨」≡信重ということになる。この越後阿闍梨信重とはどのような立場の人物であろうか。

③では興福寺発向に関する繪旨が下されたことを請けて、「両院家」(大乘院と一乗院を指すか)に公人を使者としてこの旨を注進すること、若し両院家が繪旨の旨に従わなかったならば、年預五師の事書で重ねて申し沙汰するよう伝えたものである。信重は繪旨の旨を年預五師に直接伝える立場にある。④では興福寺の発向について奏聞し、それに対して「嚴密御沙汰」をせよとの仰せがあったことを伝えている。⑪でも年預五師は越後阿闍梨信重に、官使を下され実検をするよう奏聞することを要請している。越後阿闍梨信重は建武政権と東大寺年預五師との間を仲介する人物として、造東大寺長官や東大寺別当とは異なるルート上にいる人物である。⑪の端裏書には「有御尋西室云々」とあって西室が関係していることが示されている。西室とは西室院主信聰僧都のことであるが、この年預五師の書状の内容とどう関係するかは、

もうひとつよくわからない。あるいは東大寺が城郭を構えたか否かについて西室に「御尋」（後醍醐天皇か）があり、西室から年預五師にその旨が伝えられ、それに対する返答として年預五師の請文が越後阿闍梨に出されたことを意味しているのかもしれない。年末詳二月二十六日付東大寺西室院主御教書案は「西室僧都御房」の意向を奉じて「信重」が「大輔得業」に宛てて出したものである。⁽⁸⁶⁾これにより信重は西室院主「西室僧都」の房官であることがわかる。越後阿闍梨信重は西室院主信聴僧都の房官として、直接、建武政権との間に立っていた。

『大日本古文书東大寺文书之三』、八四五号文書は差出者、宛所も記されていないが文書名を「信重(?)書状」とされたものである。⁽⁸⁷⁾

(端裏書)「両度 他寺襲来事 建武二七、」

他寺発向何様候哉、心苦候、両度 繪旨・符案進之候、縦雖襲来候、無力次第候、必不可有驚御沙汰候、近日被定置条々法儀候、可有厳密御沙汰候歟、若真實襲来候者、忝可被馳申候、恐々謹言

七月十七日

もし、信重の書状であるとすれば、二度の繪旨や「符案」を東大寺（おそらく年預五師）に直接伝えることができることがわかる。近日、「条々法儀」が定められることについても情報を知る立場にあり、単なる西室院主の房官の立場を越えて活動してい

建武政権の寺社政策について(稲葉)

る。年預五師とのやりとりにおいても、いちいち西室院主の意志を確認している形跡は見られない。これ以上、越後阿闍梨信重が建武政権との関係でどのような立場にあった人物であるかは確認できないが、造東大寺長官―東大寺別当の正規のルートとは別のルートの存在があったことを指摘しておきたい。

(三) 寺社本所の否定政策

建武政権による神社政策については、諸国の有力な神社に対する本所（本家・領家）停止令とでもいべき法の発布がなされたことが指摘されている。すなわち、『建武記』⁽⁸⁸⁾に記された建武元年五月七日の諸国一二宮に対する法に、「本家并領家職事、可停止其號之由、以前治定了」とあって、すでにこの段階以前に諸国一二宮に対する本家職・領家職が停止されたことが知られる。黒田俊雄氏はこうした神社の本所停廃政策には二段階あって、第一段階が宇佐宮・阿蘇社・杵築社などの有力な地方神社に対する個別的本所停廃策で、第二段階が全国的な一二宮政策であったと指摘したが、⁽⁸⁹⁾第二段階もさらに二段階あって、建武元年五月七日以前の本家・領家職停廃令と、この日の「社敷地并神職収公地頭跡」についての地頭職停止令の二段階あったといえる。

さて、建武政権は発足当初から神社の本所（本家・領家）停廃を目指していたと思われる。尾張国熱田社は持明院統の所領で

あったが、元弘三年(一二三三)六月七日付後醍醐天皇諭旨による持明院統の所領安堵においては、播磨国衛とならんで熱田社が安堵の対象から除外されている⁽⁹⁰⁾。播磨国の除外は知行国制の否定政策によるものであり、熱田社の除外は神社の本所停廢の方針に基づくものと思われる。建武三年(一二三六)八月三十日に足利尊氏が光厳上皇に奏上した書状によれば、熱田社を「元の如く」管領するという光厳上皇の意向を尊氏が了承していることから、持明院統の熱田社管領がそれまで停止させられていたことがわかる⁽⁹¹⁾。元弘三年六月の建武政權発足直後から政權の崩壊までの間、熱田社は持明院統の所領ではなくなっていた。本所の管領が停止された熱田社を、後に洞院公賢はその日記『園太暦』観応二年(一二五一)十二月十八日条に、北畠親房の書状を引用して「元弘一統之初、被定官社了」と記している。「官社」の用語について黒田氏は否定的に捉えているが、政權発足の初めに本所を停止し朝廷に直属させる政策を「官社を定めた」と表現したととらえればよいであろう。「官社」と定めたことは、二十二社に準ずる朝廷直結の「大社」とすることを意味するとまでは史料からは確認することはできない。この点で黒田氏が「従来いわれたように一括して大社を上代の姿に復せしめるなどということではな」といふことは首肯できる。政權が熱田社などの有力神社の本所を否定して、直接、神社に対して命令を下し、管轄下においたこと、これが「官社」としたということの意味であった。それが

『延喜式』にみえる古代の朝廷による神社統制の復活を目指したものがどうかはわからない。

さて、第一段階における本所停廢の事例は、元弘三年九月六日の豊前国宇佐宮に対して近衛家の「本所の号」を止め、「牢籠の総神領」を宇佐宮に返付し、宇佐宿禰公連を大宮司とした例や、同年十二月十日の出雲国杵築社についての「本所の号」を止め、杵築大社国造が神領を一円に管領することを認めた事例が知られている⁽⁹²⁾。これらの個別政策は黒田氏の指摘したように一種の恩賞給与でもあったことは、宇佐宮の神領興行について検討された海津一朗氏も指摘しているところである⁽⁹³⁾。建武元年十月十一日には筑前国宗像社に対して「八条院御領之地」を停止し、本家年貢を沙汰しなくてよいとの命令を下している⁽⁹⁴⁾。八条院領は大覚寺統の伝領する天皇家領であり、建武政權がその本家職を停止する政策をとったことに注目しておかねばならない。熱田社に対する持明院統の管領を停止したことだけをみると、持明院統に対する抑圧策のように思われるが、宗像社の事例は後醍醐の大覚寺統の所領にも及ぶ、例外を認めない政策であったことを示している。

この本所停廢政策は仁和寺御室が本所である神社に及んでいる。備中国一宮吉備津宮は仁和寺御室の所領であったが、建武三年十一月十二日の光厳上皇の院宣によって「元のごとく」管領が認められている⁽⁹⁵⁾。つまり、建武政權によって、本所仁和寺御室による吉備津宮管領は停止されていたと思われる。

以上のように建武政権の地方有力神社の本所停廃政策は、政権発足直後からの基本政策で、政権崩壊まで維持されたと考えられる。そこには例外はなく、天下一同の法として発布されたとみてもよいであろう。

ところで、宇佐宮の場合、本所停廃政策は神領興行政策とともに出されている。先述の元弘三年九月六日太政官牒では「牢籠総神領、悉所被返付也」とあり、九月十三日の宇佐八幡神官等起請文では後醍醐天皇の諭旨によって「被付牢籠神領於社家、可有興行沙汰」との命令が、新たに宇佐宮大宮司に補任された公連に下されたことが記されている。⁹⁶鎌倉末期に幕府や王朝が実施した神領興行令が建武政権によっても継承されていることを示しているが、その興行が「非器甲乙人」の沽却地を含む神領知行の停止令を意味していたかどうかを具体的に知ることはできない。また、それが全国の有力神社に対しても適用されたか否かもよくわからない。ただ、下総国香取社では建武元年八月頃に建武政権の「御事書」が香取社に伝わり、それが「沽却田畠」を元の如く本主に返付する内容の「御徳政」令であったことがわかる。いわゆる徳政令としての神領興行令が香取社に出されていたこと、それが「御事書」という箇条書きの法としてあったことが推測されるが、それ以上のことは不明である。⁹⁷

おわりに

以上、建武政権の寺社政策について、先ず権門寺社の長官人事について検討し、次に権門寺院である南都東大寺と興福寺に対する政策、さらに、地方有力神社に対する本所停廃政策について検討した。建武政権は元弘の乱を経て誕生した政権であり、その影響は政策に強く及んでいた。寺社長官人事について後伏見院政下の人事を覆したことは、乱の直接的影響である。ただ、注意しておかなくてはならない点は、その前段階の後伏見院政においても元弘元年の乱に対する処置として同様の政策がとられていたことである。次に東大寺に対しては恩賞要求をそのまま受け入れることはなく、どちらかというときと厳しい処置が執られたことを指摘した。後醍醐天皇の願書は無視され、閔所撤廃政策や知行国停止政策が優先されたこと、部分的に替所が与えられ、周防国大勸進職が認められたりしたが、それは鎌倉期と同様の知行国支配とはならなかったと推測した。東南院主聖尋は後醍醐天皇の側近であり、後醍醐の挙兵にあたって後醍醐を東大寺に入れようとしたが、西室院・尊勝院は院主が北条氏出身であり、後醍醐を入れず笠置寺に追いやったことが、政権発足後の東大寺に対する政策に影響したものであろう。一方、興福寺は東大寺と同じく後醍醐の挙兵に対して呼応せず、幕府側に立ったが、政権成立後はむしろ興福寺の造営を推進する政策がとられた。しかし、楠正成との用

水相論をきっかけに興福寺は強訴に転じ、東大寺も西室問題をきっかけに興福寺と同じく強訴に転じた。建武政権末期には東大寺・興福寺とともに政権に反旗を翻したといえよう。

第三に検討した地方有力神社に対する本所停廢令は、知行国制度廢止政策とあいまって本所となりうる天皇家・摂関家・その他の公家に対して甚大な影響を与えたと思われる。この点については別の機会にさらに追求してみたい。

以上の他にも、乱後の神社及び神社領の安堵、祈願所の認定、国分寺興行、京都における法会や祈祷など検討すべき課題は多い。それらについても別に考えてみたいと思う。

註

- (1) 辻善之助『日本仏教史』第四卷(岩波書店、一九四九年)。黒田俊雄「建武政権の宗教政策―諸国一宮・二宮本所停廢に関連して」(『日本の社会と宗教』岩波書店、一九九〇年、初出一九七五年)。
- (2) 『続々群書類従』補任部。
- (3) 道意が参加していたこと、「東寺長者補任」による。「中宮御産祈禱」については、岡見正雄校注『太平記一』(角川文庫、一九七五年)、百瀬今朝雄「元徳元年の「中宮御懐妊」(同氏「弘安書札礼の研究」東京大学出版会、二〇〇〇年所収)を参照。
- (4) 『東寺長者補任』および『続史愚抄』(『大日本史料』六編二、建武元年十二月三十日条)。道意が東寺座主に補任されたこと、『大日本史料』六編二、建武元年十二月二十六日条による。

- (5) 真木隆行「東寺座主構想の歴史の変遷」(『仏教史学研究』四一巻二号、一九九九年)。
- (6) もっとも真木氏の挙げた事例は、いずれも後宇多院政、後醍醐親政期のものであり、持明院統の政権が東寺座主職を認めていたとは思われない。つまり、東寺座主職は恒常的な職として設置されたものではなく、本質的には多分に名誉職的な称号と推測される。
- (7) 『太平記』卷一「中宮御産御祈之事」卷二「僧徒六波羅召捕事」「三人僧徒関東下向事」卷十二「千種殿并文観僧正奢修事」。網野善彦「異形の王権」(平凡社、一九八六年)(『網野善彦著作集』第六卷)。内田啓一「後醍醐天皇と密教」(法蔵館、二〇一〇年)。阿部泰郎「中世日本の宗教テクスト体系」(名古屋大学出版会、二〇一三年)など。
- (8) 『大日本古文书高野山文書』一、宝簡集三七。
- (9) 『東寺執行日記一』元徳二年五月七日条(国立公文書館内閣文庫所蔵)。この日「文観上人」は東寺宝蔵に納められた道具唐櫃を検知し、十二天屏風を修補するために竹林寺に借り出している。
- (10) 円観(恵鎮)が嘉暦元年に法勝寺大勧進に就任したことについては、松尾剛次「恵鎮円観を中心とした戒律の復興―北嶺系新義律僧の成立」(『三浦古文化』四七号、一九九〇年)に指摘がある。東大寺大勧進に忍性以来関東極楽寺の律僧がたびたび補任されたことについては、永村眞「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九八九年)第二章第一節を参照。
- (11) 成助、亮禪ともに建武政権崩壊後に東寺長者に復帰していることから、彼らが長者職を辞したのは、後醍醐による解任であった。
- (12) 『続群書類従』補任部。なお「東大寺別当次第」の諸本については永村眞「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九八九年)に詳しい(第一章第一節)。永村氏の諸本検討によれば、当該期の東大寺別当の補任時期に異同は見られない。補任年は記されるものの、月日が記されていないのが共通する。
- (13) 『太平記』巻二、巻三、巻四。聖尊の配流先については『太平記』は下総国としているが、『花園天皇日記』元弘二年四月十日条は「聖尊僧正、

- 俊雅僧正、文観、可遣遠嶋」とあり、『武家年代記』元弘二年三月八日条では「東南院疏黄嶋、各配流」とあり、『東南院務次第』では「元弘二年六月十九日依高時入道下知、配流聖尋大僧正長州焉」とあり、定かでない。岡見正雄校注『太平記 一』（前掲）一三一頁参照。
- (14) 『東寺長者補任』（『続々群書類従』補任部）。
- (15) 『大日本古文书東大寺文书』十三卷五二九号。
- (16) 『東南院務次第』（『大日本佛教全书』東大寺叢書二）。聖珍が東南院に入室したのは元亨二年二月八日であった（『花園天皇宸記』）。
- (17) 『興福寺別当次第』（『続々群書類従』第二史伝部）。『興福寺三綱補任』（『続群書類従』第四輯下、補任部）。『興福寺三綱補任』では『興福寺別当次第』と補任の月日に若干の異同がある。良覚の補任は二月五日、乗円の補任は八月十六日、上表は六月十日、覚円の補任は十一月二十八日としている。
- (18) 『大乘院日記目録』（増補続史料大成大乘院寺社雑事紀）十二、臨川書店、一九七八年）には、建武元年五月十六日の記事として乗円僧正を「先寺務」とする宣下がなされたことを記している。
- (19) 『大乘院日記目録』（増補続史料大成大乘院寺社雑事紀）十二、臨川書店）所収。
- (20) 渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』（第一書房、一九七三年）。
- (21) 『天台座主記』、『太平記』巻四。
- (22) 『大日本佛教全书華頂要略門主伝』（鈴木学術財団編、講談社、一九七二年）。
- (23) 平雅行「青蓮院の門跡相論と鎌倉幕府」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）。
- (24) 梶井（梨本）門跡の系譜については、「諸門跡譜」（『群書類従』第四輯系譜部）、「梨本系譜」（『門葉紀』雑決三）に依ったが、これらは系譜を示すのみで、門主継承の年月を記述していない。門主就任年月は『天台座主記』に依る。
- (25) 『天台座主記』（尊澄親王）は尊澄の門跡簞頭を建武元年六月二十二日の建武政権の寺社政策について（稲葉）
- こととしているが、これは『続史愚抄』が訂正するように、明らかに元弘三年六月二十二日の誤りである（渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』（前掲）の校注による）。
- (26) 『神道大系神宮編太神宮補任集成（上）』所収。東京大学史料編纂所蔵影写本「祭主補任」（3012-7）。
- (27) 東京大学史料編纂所蔵影写本「大中臣系図」（影考館所蔵3071-11）。鎌倉末期の神宮祭主の補任について検討された平泉隆房氏は、隆実とその子隆基について、後醍醐天皇との関係が深いことを指摘されているが、鎌倉末期の祭主交替を持明院統と大覚寺統との皇統分裂と結びつけることに否定的である（鎌倉期の神宮祭主についての「一、二」國學院大學日本文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』続群書類従完成会、二〇〇〇年所収）。
- (29) 元弘三年八月日東大寺訴状土代（『鎌倉遺文』三三五一六号）。
- (30) 筒井英俊校訂『東大寺要録』（国書刊行会、一九八一年）封戸水田章第八。
- (31) 鎌倉末期の『東大寺記録』（『東大寺縁起』）にも天平勝宝元年の「金銅御記文」が引用されている（『真福寺善本叢刊古文書集一』臨川書店、二〇〇〇年）。また、永仁六年三月「東大寺衆徒等重訴状案」にも「本願聖武皇帝御記文案」が訴状具書として提出され、五千戸の封米、一万町の水田の寄進が強調されている（『大日本古文书東大寺文书之十三』四二九号）。
- (32) 東大寺が創建時の所領の復活を要求したことは、これが初めてではない。幕府・朝廷による弘安七年八年の徳政において、東大寺は「本朝惣国分寺兼和州国分寺東大寺御封水田」の復興のための注進状を作成している（遠藤基郎「史料紹介『筒井寛秀氏所蔵文书』」所収の弘安徳政関連文书」（『南都仏教』七六号、一九九九年）。
- (33) 岡見正雄校注『太平記 一』（前掲）。
- (34) 『大日本佛教全书寺誌叢書二』（第一書房、一九七八年）所収。
- (35) 岡見氏は太平記の異本に「北山松嶺寺」を御所としたとあることを紹介している。「笠置寺縁起」は「山道撰嶺院」としているがその場所是不

明。「松嶺院」と「撰嶺院」は同じ寺とすべきで、どちらかの書写の誤りがあると思われる。

(36) 『東大寺記録』(前掲)では嘉応年中顕惠法印以後の院主が記され、顕宝阿闍梨の名が最後に記されている。西室が東大寺の有力院家であったことは、正応四年に東大寺領美濃国大井庄下司職を隆実が争った際に、隆実が東南院などの「三方判形」を望み、それに対して西室院主が安堵状を出していることに示されている(正応四年九月西室院大井莊下司職安堵状案、『鎌倉遺文』一七七〇七号)。なお、西室院については拙著「中世寺院の権力構造」(岩波書店、一九九七年)第一部第三章、遠藤基郎「鎌倉中期の東大寺」(ザ・グレイトブッダ・シンポジウム論集第五号、二〇〇七年)を参照。

(37) 『鎌倉遺文』三〇六五七号。永井晋・角田朋彦・野村朋弘編『金沢北条氏編年資料集』(八木書店、二〇一三年)八三八号注。

(38) 勸修寺所蔵の「勸修寺別当長吏補任等古記録」(『勸修寺論輯』二、二〇〇五年所収)。

(39) 「勸修寺別当長吏補任等古記録」(前掲)に、「時宝者赤橋相模守武蔵入道平朝臣元時男」とある。北条氏の系図では赤橋元時という人物は知られていない。「元時」は「久時」の誤写と推測する。

(40) 『東大寺別当次第』(『群書類従』補任部)は「寺(時)宝法印」と記している。「笠置寺縁起」(前掲)の元弘三年の記事に笠置寺の衆徒が笠置寺に帰山し、「東大寺尊勝院時宝僧都」の代官を追い払ったことが見えている。この時宝と寺務代時宝とは同一人物と考えられる。岡見正雄氏の「太平記一」(前掲)(補注二一五〇)によれば、顕宝について異本には「慈宝顕宝」ともあるという。時宝(慈宝・寺宝)については、『正和記』(東京大学史料編纂所謄写本、原蔵者不詳)に正和四年九月七日の勸修寺前大僧正が権大僧都時宝に行った伝法灌頂の記録があり、そこには「故武蔵入道文(久の誤写か)時息」とある。また、東寺観智院聖教(東京大学史料編纂所影写本)にある「東寺門下東大寺別当経歴先例」(応永二十三年正月晦日に権僧正興継が記した記録)に「勸修寺門

弟経歴先例」として尊勝院主宗性以下の院主と目される人物が記され、そのなかに「時宝」が「信注(忠)僧正灌頂弟子、非別当」「受印可於聖濟僧正、又受榮海僧正、住勸修寺仏光院、对教寛受小鴨流」と注記されている。これらの史料によれば、時宝は「故武蔵入道久時」の子で勸修寺信忠僧正の弟子であった。「久時」は、『尊卑分脈』(第四)に見える赤橋久時のことと思われる六波羅探題北方であった人物である。子の守時は鎌倉幕府の最後の執権であり、時宝はその兄弟ということになる。

ところで、『東大寺雑集録』(大日本仏教全書 卷十二)には「寛宝法眼記写」として「元弘日記」の一部分を引用している。そこには後醍醐の元弘元年南都下向を元弘三年八月のこととしている点で、史料としての信頼性に欠けるものがあるが、元弘三年を元弘元年の書写の誤りとすれば、他の記事は興味深い。そこには「西室院門主関東縁□也」とあり、元弘元年八月二十四日に「已刻執行法眼寛宝、奉行寛祐法眼、家従三百騎并御門徒内衆三十人引率而、於泉河参問、主上御感」と記し、その後、寛宝らが守護して東大寺に入ったとしている。次いで、二十五日のこととして東南院聖尋僧正が「寺門一統」を図ったが、西室と尊勝院が同意しなかったため、聖尋は後醍醐天皇を「鷲峯」に移し、鷲峯山別当であり東大寺西南院主であった信寛大僧都の坊室に入れ、寛宝(薬師院)と実祐(正法院)はその一行に供奉したことが記されている。この記事は東大寺執行寛宝の記録の一部分の引用であるが、東大寺で後醍醐を受け入れるか否かの集会があったこと、惣寺の同意が得られず、やむなく退去したこと、反後醍醐勢力が尊勝院と西室であったことなど、「笠置寺縁起」との事実関係の一致点がいくつもあることから、『元弘日記』が執行寛宝の日記であり、利用できるものではないかと考える。但し、当時の執行が三百騎の軍勢を動員できたかという点では、誇張した記述であり、そのまま受け取ることにはできない。薬師院や正法院は執行職を継承する家としてあり、東大寺政所系列にある院家である。惣寺系列の学侶・衆徒・堂衆が軍事力を有する集団に対して、執行は法会や寺内の運営に携わる家である。その執行が軍事力を所持していたかのような記述

- は不自然である。この史料については今後さらに検討したいと思う。
- (41) 『東大寺記録』(前掲) 解説を参照、また、鎌倉末期における東大寺の密教の本所、八宗の本所、伊勢神宮との一体化の政治イデオロギーについては、拙稿「鎌倉後期の東大寺とテクストの形成」(『統合テクスト科学研究』3-2、二〇〇五年)において検討したところである。
- (42) この条文については畠山聡「中世東大寺による兵庫関の経営とその組織―関務権の所在を中心として」(『日本史研究』四九四、二〇〇三年)、および「新修神戸市史歴史編Ⅱ古代中世」が言及している。
- (43) 『大日本古文书東大寺文書之五』七二号。「鎌倉遺文」二二九七八号。
- (44) 『坪江郷雑々引付』(内閣文庫大乘院文書) (『北国庄園史料』所収)。
- (45) 建武元年十一月二十七日「東大寺別当政所披露事書」(『兵庫県史』史料編中世五兵庫中世五兵庫関九一号)。
- (46) 建武元年十二月八日「年預五師慶顕書状」(『兵庫県史』史料編中世五兵庫関一三一号)。
- (47) 国立公文書館内閣文庫所蔵「建武元年記」(『北国庄園史料』所収)に「諸国津料已下、悉為天下一同之法、被停止候」と見える。
- (48) 徳田劔一「中世に於ける水運の発達」(『嚴南堂再刊』一九六六年、初版一九三六年)。竹内理三「寺領荘園の研究」(吉川弘文館、一九八三年再刊、初版一九四二年)。豊田武「中世の商人と交通」(『豊田武著作集』第三卷、一九八三年、初出一九六〇年)。相田二郎「中世の関所」(『有峰書店』一九八二年再刊、初版一九四三年)。網野善彦「文永以後新関停止令について」(『網野善彦著作集』第六卷、岩波書店、二〇〇七年、初出一九八四年)。
- (49) 佐藤進一「日本の中世国家」(岩波書店、一九八三年)第三章。
- (50) 福島金治「建武政権期東大寺の東国所領獲得交渉―真福寺所蔵「八生一生得菩提事」紙背文書を通して」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四号、二〇〇三年)。元弘三年七月日東大寺衆徒申状案(醍醐寺文書九十函)。
- (51) 建武元年「大勸進職条々事書案」(『東大寺文書第四回採訪九三、5―建武政権の寺社政策について(稲葉)』
- 26)。この文書は「就寺門興隆可被経御沙汰篇目事」で始まる「条々」事書の第一条の土代である。松尾剛次「惠鎮円観を中心とした戒律の復興―北嶺系新儀律僧の成立」(『三浦古文化』四七号、一九九〇年)。
- (52) 畠山聡「建武新政期における東大寺と大勸進」(山本信吉・東柳史明編「社寺造営の政治史」思文閣出版、二〇〇〇年)が詳しく考察している。ところで、福島金治前掲注(50)論文によれば、惠鎮は大勸進職在職中に東大寺による佐渡国国務要求に関係していたようである。一方で惠鎮の罷免を要求し、一方で政権への働きかけの窓口として期待するといふ相反する惠鎮の位置づけについては、短い期間ではあるが、時期の違いによることもあるのかもしれない。
- (53) 畠山聡「建武新政期における東大寺大勸進」(前掲)。畠山氏は建武元年八月三日の大勸進惠鎮施行状写(阿弥陀寺文書、『南北朝遺文中国四国編』五五)に見える「国宣」が八月二日の国宣(同五四)とは別に惠鎮に対して出されたものと考えているが、そうであれば、惠鎮はその国宣の写を目代に対して与えているはずである。その国宣が残されていないことを考えると、惠鎮施行状に見える国宣とは、八月二日の国宣そのものであったと見るべきではないか。八月二日の国宣は周防国目代宛になつてはいるが、実際には惠鎮に対して渡され、七月二十五日の繪旨(同五〇)とともに国宣を目代に対して伝達したと思われる。そのように繪旨の伝達経路を考えれば、周防国目代に対する二系列の経路を想定する必要はない。
- (54) 畠山氏は建武元年八月二日の周防国国宣写の袖判の人物を三条実治であると推定する。この推定は同年七月二十五日の後醍醐天皇繪旨が「左大弁宰相」三条実治宛であり、この繪旨を施行する形で国宣が出されていることから導かれたものである。鎌倉期の国宣の袖判は知行国主またはその家来であり、その点を考えれば袖判は知行国主三条実治またはその家来ということになる。ところが、知行国制を否定しようとした建武政権下では、袖判の人物を知行国主とすることは難しい。畠山氏は三条実治の立場を「三条実治が目代豊宗に宛てた国宣は、まさに天皇が興行し

- た国司制度によるものであり」として、明言していないが周防国司(国守)として考えている。ただ、三条実治が周防守を名乗っている事例は見つからないので、「周防守」と断定することはできない。ここでは造東大寺長官が周防国の国務を掌管していたとすることに止めておきたい。
- (55) 嘉暦三年七月二十七日後醍醐天皇諭旨案(『三重県史』資料編古代・中世(下) 東大寺領その他一一七号)。元弘二年三月十一日「東大寺衆徒重申状」(『鎌倉遺文』三二七〇七号)。
- (56) 『鎌倉遺文』三二七〇七号。
- (57) 『三重県史』資料編古代・中世(下) 東大寺領その他一二五号。
- (58) 鎌倉末期の西部庄地頭職をめぐる訴訟については、網野善彦『日本中世土地制度史の研究』(塙書房、一九九一年、初出一九六九年)、および、拙稿「鎌倉後期の幕府寺社判制度について」(名古屋大学文学部研究論集「史学五七号、二〇一一年」)を参照。地頭長井氏については小泉宜右「御家人長井氏について」(高橋隆三先生喜寿記念論集「古記録の研究」統群書類従完成会、一九七〇年)、および森幸夫『六波羅探題の研究』(統群書類従完成会、二〇〇七年)第二章第三節を参照されたい。
- (59) 雑訴決断所の構成員に長井氏が見られること、森茂暁『南北朝公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年)九五〜九八頁の決断所交名を参照。四番制の第三番に見える「長井拳冬」が東大寺の事書に見える「長井右馬助高冬」と同一人物であると思われる。
- (60) 元弘三年十一月九日「後醍醐天皇諭旨案」(『岐阜県史』西部庄古文書三七四号)、年月日未詳「東大寺事書案」(同三八二二号)。
- (61) もっとも、この東大寺内部の実情を無視した命令は、円滑な年貢収納の阻害となり、建武二年九月に学侶は莊務を行う学侶の納所職三名(某大僧都、頼心僧都、永俊律師)を改替し寺門の直領とすべきことを取り決めている(建武二年九月五日「東大寺学侶等起請文案」『岐阜県史』史料編古代・中世三、西部庄史料三八八号)。
- (62) 『兵庫県史』史料編中世五、「摂津国兵庫関」一一二一号。
- (63) 正慶二年二月日「東大寺申状案」(東大寺図書館所蔵東大寺文書1/4
- ／27) (『岐阜県史』古代中世三、西部庄三六九号) に興福寺領平田地頭職を春日社に寄付し法相宗の「依怙」としたことが見える。
- (64) 『福智院文書』(花園大学福智院文書研究会) 五七号。ここにみえる「御領検断職」はそれまでに見られない言葉であるが、大乘院領の不入権を表す言葉として理解しておく。新しく建武政権によって設置された職名とも考えられるが、それによって大乘院に新しい権限が生じたとは思われない。
- (65) ただし、大乘院門跡を安堵する諭旨は「大乘院僧正御房」(寛尊か)にあてて下されており、元弘元年の時点での「大乘院禪師御房」(考寛)から交替している。大乘院門主の交替は元弘の乱後の後醍醐の人事によるものであろう。これ以外に大乘院方の御房人に何らかの処分がなされたのか否かについては、依拠すべき史料を見いだしていない。
- (66) 吉水院真遍坊領紛失状(永島福太郎編『大和古文書聚英』二〇五・二〇六・二〇七号、吉水神社文書)。
- (67) 京都の土地証文の紛失状作成に使序があたった事例は鎌倉末期にいくつが存在するが、京都以外の大和国の事例はこれが初めてであり、また、これより後にも見られない。建武政権は使序の機能を京都以外に拡大させようとしていたのであろうか。
- (68) 『春日大社文書』第一卷(吉川弘文館) 一九号。
- (69) 『公卿補任』によれば、右大弁坊門清忠が造興福寺長官に補任されたのは元弘三年九月二十三日である。ここでは補任の事実を確認している。坊門清忠は嘉暦二年の伽藍焼亡後の閏九月に造興福寺長官に補任されているので、元弘三年九月の補任は再任である。
- (70) 安田次郎「中世の興福寺と大和」(山川出版社、二〇〇一年)第二章第二節「勧進の体制化と『百姓』」(初出一九八三年)参照。
- (71) 「建武二年八月記」(『大日本史料』六篇之一同日条)。
- (72) 「春日神主祐賢記」(同上)。春日若宮神主中臣祐賢は鎌倉前期の人物であり、この日記の記主を祐賢とするのは誤りと考えられるが、今のところこの日記の出典を確認出来ないため、『大日本史料』の引用のまま

- まとする。
- (73) 〔建武二年〕六月二十三日後醍醐天皇諭旨（東大寺図書館所蔵東大寺文書3／1／23）。なおこの諭旨の奉者は造東大寺長官参議三条実治である。
- (74) 後宇多院政期、後醍醐親政期の強訴禁止政策については拙稿「鎌倉末期の王朝の寺社政策」（『名古屋大学文学部研究論集』史学六〇号、二〇一四年）、「後醍醐天皇親政期における王朝の寺社政策」（『年報中世研究』四〇号、二〇一五年）を参照。
- (75) 〔園太歴〕貞和三年七月三日条（『大日本史料』六編之二、建武二年七月三日条）。
- (76) 建武三年三月日東大寺衆徒申状土代（東大寺図書館所蔵東大寺文書4／16）。この申状によれば、興福寺は東大寺に参勤しないように牒送したが、東大寺は参勤要請に応じ、隆恵法印と信聴僧都が参勤したのが興福寺発向の直接の原因であった。
- (77) 建武二年と推定される七月二十一日年預五師顕寛書状（東大寺文書4／145、4／90、4／91）、同七月二十二日年預五師顕寛書状（3／12／93）、建武二年七月二十五日東大寺寺官大衆等連署起請文（『第二篇古文書東大寺文書』五、一四六号）、同八月十日東大寺寺官等請文案（3／1／79）、同八月二十四日年預五師顕寛書状（4／117）。
- (78) 東大寺図書館所蔵東大寺文書4／16。
- (79) 九月十六日後醍醐天皇諭旨、九月十七日東大寺別当聖珍御教書（東大寺図書館所蔵東大寺文書3／1／30、3／1／43）。
- (80) 十月十五日後醍醐天皇諭旨（『大日本古文书東大寺文書之三』七八九号）。
- (81) 十月二十一日年預五師顕寛書状案（東大寺文書4／161）。
- (82) 信聴僧都が顕宝得業の跡に西室院務に就いたことは、延元元年三月日東大寺衆徒等申状案（東大寺文書1／1／299）に見える。この申状によれば信聴は建武元年に東大寺領伊賀国黒田庄出作の庄務をめぐる惣寺と争っていた。
- (83) 建武二年十月二十二日満寺衆徒事書（東大寺文書4／108）。
- 建武政権の寺社政策について（稲葉）
- (84) 建武二年閏十月二日雑訴決断所牒案、同年閏十月十八日伊賀国宣案、同年十一月十三日邦政・行慶連署打渡状案（『三重県史』資料編古代・中世（上）一二四七・一二四八・一二五〇号）
- (85) 顕宝は建武政権発足後、河内国飯盛山に「河内国の賊徒」に担がれて城郭を構えたが、楠正成によって鎮圧されたことが、『太平記』巻十二にみえる（ここでは「佐々目顕宝僧正」と記されている）。
- (86) 『大日本古文书東大寺文書』二二二・一八七〇号。
- (87) 七月八日と七月十八日の信重書状は年預五師宛の自筆書状であることから、この七月十七日書状の筆跡と比較すると、同筆の可能性が高い。
- (88) 『日本思想大系 中世政治社会思想』下、岩波書店、一九八一年。
- (89) 黒田俊雄「建武政権の宗教政策―諸国一宮・二宮本所停廢に關連して」（前掲）。
- (90) 〔園太歴〕観応二年十一月二十六日条。
- (91) 東山御文庫文書（『大日本史料』六編三六四七頁）。
- (92) 元弘三年九月六日太政官牒（到津文書）（鎌倉遺文）三三五〇号、元弘三年十二月十日後醍醐天皇諭旨（壬生文書）（鎌倉遺文）三二七五六号）。
- (93) 海津一朗「神風と悪党の世紀」講談社現代新書、一九九五年。
- (94) 建武元年十月十一日後醍醐天皇諭旨（『南北朝遺文九州編一』一四〇号）。
- (95) 建武三年十一月十二日光厳上皇院宣（藤井学・山崎浩之編『改定増補吉備津神社文書』中世篇一二三号）。
- (96) 元弘三年九月十三日宇佐宮神官等連署起請文（鎌倉遺文）三二五六一号）。
- (97) 鈴木哲雄「香取文書と中世の東国」（同成社、二〇〇九年）第六章「建武徳政令と田所文書」参照。
- キーワード…建武政権、後醍醐天皇、東大寺、興福寺、寺社政策、笠置寺縁起、本所停廢

Abstract

Policy for the Buddhist Temples and Shinto Shrines by Kenmu(建武) Government

INABA Nobumichi

The purpose of this study is to elucidate policies of the Kenmu(建武) Government for Shinto shrines and Buddhist temples. The Kenmu Government changed the existing top members of Kenmon(権門) Shinto shrines and Buddhist temples who were appointed under the Government of Gofushimi-In(後伏見院). However, it should be noted that the Government of Gofushimi-In, the last administration, took similar measures with the Genko War which broke out in 1331.

The Kenmu Government took stern measures against Todaiji(東大寺) because of the connection with the Hojo family. Kofukuji(興福寺) conflicted with Masashige KUSUNOKI in the Kenmu Government period. Therefore, the Kenmu Government eventually conflicted with Todaiji and Kofukuji.

Moreover, the Kenmu Government enacted the Honjo-teihai-rei(本所停廢令), a law about suspension and abolition of Honjo(本所), for local influential Shinto shrines. The Honjo-teihai-rei had a great influence on the Imperial family and the aristocracies.

Keywords: Kenmu Government, The Emperor Godaigo, Todaiji, Kofukuji, Policy for the Buddhist temples and Shinto, Honjo-teihai-rei, History of Kasagi-tera